

**静岡県告示第182号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、令和4年静岡県告示第177号の浜松都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用される同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和7年3月14日

静岡県知事 鈴木康友

- 1 施行者の名称  
浜松市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
浜松都市計画道路事業 3・4・27号 高林芳川線
- 3 事業施行期間  
平成9年1月21日 から 令和12年3月31日まで
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
なし

=====

**静岡県告示第 183 号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、令和4年静岡県告示第176号の浜松都市計画道路事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用される同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

令和7年3月14日

静岡県知事 鈴木康友

- 1 施行者の名称  
浜松市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
浜松都市計画道路事業 3・5・42号 池川富塚線
- 3 事業施行期間  
平成12年6月23日 から 令和10年3月31日まで
- 4 事業地の所在
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分

